



浄化槽の管理はしっかりと！ 使った水からのお願いです。

浄化槽を正しく管理して地域の水環境を守りましょう！

浄化槽は日常生活において発生する、トイレや生活排水などの汚水を、もとのきれいな水に処理し、公共用水域の水質を保全するため大切な役割を担っています。

美しい自然と水環境を守りながら、快適な日常生活を実現するためにも、次の3つの義務を守り、しっかりと浄化槽の維持管理をしましょう！

浄化槽をお使いの皆様がしなければならない 3つの義務

法定検査



※放流水質の結果をもとに原因を調べます。

浄化槽が適正に管理され、その機能が十分発揮し、放流水の水質が国が定めた基準値をクリアしているかどうかを、年1回、検査機関がチェックします。

徳島県では公益社団法人徳島県環境技術センターがこの検査を行っています。

外観検査・水質検査・書類検査で浄化槽の機能を判断します。もし、機能異常を発見した場合は原因を究明し適切な指導を行います。

保守点検



県知事登録した保守点検業者が行います。

- 消毒剤の補充
- 汚泥・空気量の調整
- 送風機のメンテナンスなど

浄化槽は、微生物を利用して汚水をきれいにする装置です。そのため、微生物が働きやすい環境を整えるメンテナンスが必要です。

この作業を保守点検と言い、機器の点検や調整、消毒剤の補充を行います。

清掃



市町村長の許可を受けた業者が行います。

- 汚泥・スカムの引き抜き
- 付属器機類の洗浄
- 引き抜き後の水張り

浄化槽に入った汚水は、微生物で分解されますが、その処理が終わった後には分解されない汚泥（固形物）やスカム（浮上物）が残ります。

この汚泥やスカムは年1回程度除去する作業が必要です。これを清掃といいます。

【お問合せ先】（公社）徳島県環境技術センター TEL 088-636-1234 FAX 088-636-1122

